

監査公告第5号

定期監査結果に基づき教育委員会が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、山中温泉支所から報告がありましたので同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和5年9月27日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

山中温泉支所定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・松尾芭蕉ゆかりの文化の活用について、次のとおり意見を付す。

芭蕉の館では指定管理団体が小規模な自主事業を展開されているものの、市の施策として積極的な活用が長らく図られていない。松尾芭蕉ゆかりの文化を活用し観光にも寄与する具体的な取り組みを進められたい。専門職員に不足があるようであれば、山中温泉支所の所管とせず文化振興課へ管理を移すことも考えられたい。

対 応

松尾芭蕉ゆかりの文化の活用は重要な課題であり、まず、公の施設を含む文化施設所管の一元化は必要と考えております。山中温泉に特化せず、加賀市として、様々な文化振興施策の展開を図ることは特に重要と考えております。

今後は、専門職の配置や組織機構等も含めて、産業振興部（文化振興課）や教育委員会（生涯学習課）との協議を行うとともに、新たな事業計画の立案及び実施を図ってまいりたいと考えております。